

シンガポールの給与サービス

盛んなビジネス環境、強力な経済力で知られるシンガポールには、国内外から多くの企業が集まっています。シンガポールの雇用規則、給与管理の複雑さにより、給与サービスの活用は、企業の戦略的かつ効率的なソリューションとなっています。既存顧客又は潜在顧客のご参考のために、本稿では、サービスのメリット、サービスの内容などを含む、シンガポール会社の給与サービスについて全面的に解説します。

1. 給与サービスとは

給与サービスには、給与計算、控除、税務、中央積立基金(CPF)の計算、及びシンガポールで雇用に関するその他の社会保険料の納付が含まれています。また、従業員への支給処理、現地の法規制、税法、法定要件の遵守確保などが含まれます。給与サービスは、賃金の適時支給を維持すると同時に、従業員に関する財務の各義務を管理するのに役立ちます。

2. 給与サービスのメリット

2.1 専門性とコンプライアンス

給与サービスを提供する業者(以下「給与サービス業者」という)は、税法、労働法、コンプライアンス問題に対応する専門家です。給与サービスを利用することで、最新の法規制に準拠した正確な給与計算を行うことができ、ミスや罰則によるリスクを軽減することができます。

2.2 時間とコストの効率化

給与サービスを利用することで、社内の給与管理の手間を省き、時間及び資源を節約することができます。給与サービス業者は給与計算を行うため、会社は経営に集中し、社内の給与管理による追加コストを避けることができます。

2.3 技術力の向上

一般的に、給与サービス業者は高度な給与管理ソフトウェア及び技術を利用しています。給与サービスを利用することで、会社は高価なソフトウェアに投資したり、多くの社内研修をしたりする必要がなくて当該技術を活用することができます。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

3. 給与サービスの内容

啓源はシンガポール会社向けに、次の全面的な給与サービスを提供しています。

3.1 月給計算

シンガポールの雇用法に基づき、雇用主は従業員の給与を給与期間終了後 7 日以内に支払う義務があり、従業員の時間外手当を給与期間終了後 14 日以内に支払う必要があります。さらに、翌月 14 日までに中央積立基金(CPF)及び SDL(Skills Development Levy)を申告し支払うことも雇用主の義務となります。

啓源は、会社の従業員の出勤記録に基づき、従業員の基本給料、賞与、残業代、控除額などを踏んで従業員の賃金を正確に計算します。月給計算サービス、給与計算の透明性及び効率性を提供すると同時に、従業員が法律及び社内の規定に基づいて相応する報酬を受け取れることを確保します。

2.2 法定拠出金の計算・申告

啓源の給与サービスには、CPF(中央積立基金)、SDL(能力開発税)、コミュニティファンド(CDAC、SINDA、MBMF など)などの法定拠出金の計算・申告が含まれています。啓源は、法定委員会の定める特定のガイドライン及び規制に従い、毎月の拠出金を正確に評価し、申告・納付の適時対応をサポートします。

2.3 給与明細書の作成・発行

給与明細書の作成・発行サービスには、従業員の出勤記録の収集、総収入の計算、税金・保険料の控除、法定要件に該当する詳細な給与明細書の作成が含まれています。給与明細書を従業員に発行するために、企業は正確な記録を維持することが重要です。

結論として、活力のあるシンガポールのビジネス環境において、給与サービスの活用は大きなメリットをもたらします。給与管理の簡素化、運営への集中に加えて、給与サービスの活用は会社のコンプライアンスの該当性を確保することができます。シンガポールの雇用法、税法、法的要件が常に変更されているため、給与計算業務をアウトソーシングすることで、企業のコンプライアンスを確保することが重要です。信頼できる経験豊富な給与サービス業者を慎重に選択することは、シンガポールでのビジネスの成功、及び持続可能性のための戦略的な決断となります。

啓源はシンガポールをはじめ、香港、台湾、中国本土、日本、カナダ、アメリカ、及びイギリスなどの国・地域において、プロの給与サービスを提供しております。啓源は、卓越性を約束し、正確で効率的な給与管理を実現し、多様な国際的環境におけるビジネスをサポートいたします。

【免責事項】

シンガポール当局は、事前の通知なくして情報又は要件を定期的に改訂する場合があります。最新情報の詳細は、啓源のコンサルタントにご相談ください。

啓源は、会社設立・登記、税務申告・計画、監査・保証、合併・買収、知的財産、人事管理、ビザ・移民サービスなどの分野を専門として、香港、マカオ、台湾、中国本土、シンガポール、マレーシア、イギリス、アメリカ、イタリア、ドイツ、オーストラリアなどの国・地域において、自社オフィス及びプロフェッショナルファームのネットワークを通じて、サービスを提供しております。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com